

○厚生労働省令第九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〇五の四十二 (略)</p> <p>五の四十三 N―〔(S)―〔二―C―(四―アミノピロロ 二・一―f)〕〔一・二・四〕トリアジン―七―イル)―二・ 五―アンヒドロ―D―アルトロノニトリル―六―O―イル〕 フェノキシホスホリル―L―アラニンニ―エチルブチル(― 別名レムデシビル)及びその製剤。ただし、一バイアル中N ―〔(S)―〔二―C―(四―アミノピロロ〔二・一―f)〕 〔一・二・四〕トリアジン―七―イル)―二・五―アンヒド ロ―D―アルトロノニトリル―六―O―イル〕フェノキシホ スホリル〕―L―アラニンニ―エチルブチルとして一〇〇m g以下を含有する注射剤を除く。</p> <p>五の四十四〇五の六十五 (略) 六〇百三十六 (略)</p>	<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〇五の四十二 (略) (新設)</p> <p>五の四十三〇五の六十四 (略) 六〇百三十六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。